本部町ＩＣＴ教育推進計画策定業務仕様書

1　業務名

本部町ＩＣＴ教育推進計画策定業務

2　目的

本部町（以下、「本町」という。）では、第４次本部町総合計画や本部町教育大綱に基づき、教育の情報化について ICT 環境の整備を図ってきた。校務面では、教職員用コンピュータを１人１台整備し、一部の学校においては校務支援システムを導入した。学習面では、町内全８校に無線ＬＡＮ環境整備、各校へ３クラスに１クラス分の児童生徒用タブレットを整備してきた。

国においては、文部科学省から「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」（以下、「本方策」という。）が昨年６月に公表された。本方策には、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び』を実現するべく、新時代に求められる教育の在り方や、教育現場においてＩＣＴ環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題が示されている。

本方策の実現に向け、昨年１２月には義務教育を受ける児童生徒のために、１人１台の学習用端末と高速ネットワーク環境などを整備するＧＩＧＡスクール構想の実現が求められている。

本計画は、ＧＩＧＡスクール構想の実現や加速、本町に最適なＩＣＴ環境整備やＩＣＴの活用等を総合的かつ計画的に実現することを目的として策定する。

3　委託期間

契約締結の日から令和３年３月１９日までとする。

4　業務概要

本業務は、現状把握と課題整理、本町における教育ＩＣＴの目指す姿を定義し、ＧＩＧＡスクールの実現や本町に最適なＩＣＴ環境整備等に向けた施策やロードマップ策定を学校教職員の代表者を委員とする「本部町ＩＣＴ教育推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）の意見を踏まえながら実施する。

5　業務内容

本業務は、次の基本方針に沿った各号に示す業務とする。

業務基本方針
・ＧＩＧＡスクール構想の実現を踏まえた内容とする。
・第４次本部町総合計画、本部町教育大綱の方針に沿った内容とする。
・本町の現状と課題を的確にとらえ、実現性の高い内容とする。
・学校教職員と生徒の両者にとって、よりよい教育ＩＣＴ環境の実現をするための内容とする。
・本町における最適なＩＣＴ環境整備やＩＣＴ機器の効果的な活用について、推進委員会と横断的に協議検討する。
・継続的にＩＣＴ教育推進を行っていく視点において、本町だけでなく関連機関の取り組みも踏まえた内容とする。

① ＩＣＴ教育推進計画策定業務
（１）現状調査
本町のＩＣＴ教育における基本方針や施策、各小中学校で運用中の既存のＩＣＴ機器整備状況や利活用状況等を調査し、結果を資料に取りまとめる。なお、調査の手法は問わない。
また、ＩＣＴ教育推進に向けた施策実施の基本情報となる文部科学省や沖縄県の方針や政策を確認し、本業務で策定する計画との関連性を体系的に整理する。

（２）課題分析
ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた課題や本町の現状から ICT 教育推進のための課題を洗い出し、優先順位付けを行う。なお、優先順位を付けるための分析手法は問わない。

（３）基本方針・基本目標の検討
ＧＩＧＡスクール構想の実現や本町が目指すＩＣＴ教育推進の全体像を検討し、資料にまとめる。また、関係者間で十分な議論を行ったうえで、基本方針及び基本目標を設定する。

（４）推進事業の検討
基本目標をより具体的なものするための推進事業を検討し、設定する。

（５）推進事業実施における概算費用の算定
推進事業の実施手法を検討し、ロードマップに沿った各年度に必要

となる整備等費用を算出すること。なお、算出費用の変動を考慮し、整備等費用については、概算での算出とする。

（６）計画書の文書化

本部町 ICT 教育推進計画書の骨子を作成し、事前に本町に提示すること。記載内容について本町及び推進委員会の承認を得たうえで計画書の作成を行うこと。

②　その他支援業務

（1）教育情報セキュリティポリシー（案）策定支援

ＩＣＴ教育推進にあたって、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等に沿って、本町で定める必要のある教育情報セキュリティポリシー（案）の策定を支援すること。

（２）仕様書等に関する支援

ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた学校ネットワーク環境整備や児童生徒の端末整備に関する支援及び仕様書作成に関する助言等を行うこと。

6　提出物

資料名	主な内容	部数
着手届		１部
業務実施計画書	・業務実施概要 ・作業工程 ・会議体 ・実施体制　等	１部
本部町ＩＣＴ教育推進計画書全体版	・教育の情報化を取り巻く状況 ・本部町における教育情報化の取り組み ・本部町教育 ICT の目指す姿 ・教育 ICT の目指す姿実現に向けた取り組み　等	２０部 データ　一式
本部町ＩＣＴ教育推進計画書概要版	〃	１０部 データ　一式

教育情報セキュリティポリシー（案）	・基本方針 ・対策基準 ・実施手順	１部 データ　一式
業務完了報告書	任意様式	１部

7　参考資料

- ✓ 文部科学省　教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画
- ✓ 文部科学省　平成３０年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針について
- ✓ 文部科学省　教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン
- ✓ 沖縄県教育振興基本計画
- ✓ 沖縄県２１世紀ビジョン
- ✓ 第４次本部町総合計画
- ✓ 本部町教育大綱
- ✓ 本部町情報セキュリティポリシー

8　その他

① 著作権

当該成果物の著作権及び所有権は本町に帰属する、ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもっと処理すること。

② 守秘義務

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、業務の目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

③ 協議事項

本業務を遂行するうえで必要な事項については、適宜、本町と協議の上、決定すること。